

○調剤薬局の取扱いについて

(昭和五七年五月二七日)

(薬企第二五号・保険発第四四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長・民生主管部(局)保険・国民健康保険課(部)長あて厚生省薬務局
企画課長・保険局医療課長連名通知)

標記の件については、昭和五七年五月二七日付薬発第五〇六号及び保発第三四号をもつて厚生省薬務局長及び厚生省保険局長から都道府県知事あてに通知されたところであるが、その事務処理に当たっては、なお左記の事項に御留意されたい。

記

1 調剤薬局の適格性

昭和五七年五月二七日薬発第五〇六号、保発第三四号の1の趣旨に鑑み、調剤薬局の位置及び構造と医療機関の建物敷地との関係、受付窓口、職員の勤務体制、医薬品の管理、経理等について医療機関と明確に区分されているかどうか、経営主体が医療機関のそれと実質的に同一かどうか、更に特定の医療機関の処方せん以外の処方せんを受け入れているかどうか等につき、個別の事案に即して総合的に検討の上、調剤薬局の適格性を判断されたいこと。

2 保険薬局の指定、更新

昭和五七年五月二七日薬発第五〇六号、保発第三四号の2については、指定時には、特に速やかな改善等指導の徹底を図るとともに、既存の保険薬局であつて、構造上等のやむを得ない理由がある場合には、三年以内を限度としてその改善を指示されたいこと。

3 保険薬局に対する指導監査

保険薬局に対する指導に当たっては、

- (1) 建物の位置、構造の状況
- (2) 医薬品の購入、備蓄及び管理の状況
- (3) 保険薬剤師の員数及び勤務状況、その他職員の人事管理状況
- (4) 患者の一部負担金の徴収手続が医療機関と分離されているか等の経理事務
- (5) 調剤報酬の請求事務が医療機関と分離されているか等の請求手続き及び請求内容
- (6) 処方せんの発行機関が特定の医療機関に集中しているか否かの状況
- (7) 処方せんが患者又は現にその看護に当たっている者により適正に持ち込まれているか、受け入れた処方せんの確認は適正に行われているか、約束処方せん又はそれに類似したものを用いていないか等の処方せんの取扱い状況
- (8) 調剤が処方せんに基づき、保険薬剤師によつて適正に行われているか、調剤録の作成は適正か等の調剤状況

等に留意し、必要に応じて当該保険薬局及び関係保険医療機関に対し、改善指導を行うとともに、指導の結果、調剤報酬の請求等に不正又は不当の事実が判明した場合には、監査を行い、保険薬局の指定取消等必要な手続きをとられたいこと。

なお、薬局開設者の遵守事項、薬局管理者の義務についてもその適正が図られるよう関係部局間の連携に努められたいこと。